

## 第2 地域療育センター運営事業

地域療育センターは、乳幼児から学齢児までの障害のある児童が、地域の中で安心して生活できるよう、障害児及びその家族を総合的に支援する地域療育の拠点として、関係機関と連携しながら運営を行います。

また、従来の地域療育センターの枠組みに捉われず、利用者や関係機関のニーズを的確に把握することで、地域療育センターとしての新たなるサービスを構築し、満足度の向上に努めるとともに、迅速に質の高いサービスが受けられるよう、ライフステージに沿った、切れ目のないサービス提供を目指します。

地域療育センター全体における今年度の重点項目は、横浜市の方針を受けて、次の3項目です。

### <横浜市の重点取組>

(1) 初期支援の充実

利用申込後、早期に支援を開始するため、初期支援を充実します。【拡充】

(2) 保育所等への支援の充実

障害のある児童が通う保育所、幼稚園、小学校等に対する「巡回訪問」を拡充するため、ソーシャルワーカーを増員します。【拡充】

(3) 集団療育の充実

集団療育のクラスにおける医療的ケア児や行動障害のある児童の対応のため、非常勤の看護師や保育士等を配置します。【拡充】

### <地域療育センター全体の重点項目>

(1) 初期支援として「一次支援」の実施

児童の遊びの場の提供や保護者への相談対応を行う広場事業や、心理士による個別相談など、利用申込後に早期に支援を開始する一次支援について、北部と西部センターで先行して実施、戸塚と港南センターでは次年度開始に向けた準備を行います。【拡充】

(2) 地域の関係機関等への支援

地域における潜在的な支援ニーズにも対応できるよう、ソーシャルワーカーをはじめ療育スタッフとも協働し、保育所等への訪問支援にかかる質と量の充実を図ります。【拡充】

(3) 利用しやすい集団療育の環境整備

共働き世帯が多くなっている中、週1回の低頻度療育を実施するなど柔軟なクラス設定を行うとともに、医療的ケアの必要な児童等については、重度化や多様化への対応が求められていることから、医療的ケア児や行動障害のある児童の対応のための非常勤の看護師や保育士等を集団療育に配置し、安全、安心の療育環境を整備します。【拡充】

※上記の地域療育センター全体の重点項目は、リハビリテーションセンター発達障害対策部門の地域療育センター機能においても共通です。

センター名	主な担当区
横浜市戸塚地域療育センター(児童発達支援事業所「ぴーす東戸塚」を含む。)	戸塚・泉
横浜市北部地域療育センター(児童発達支援事業所「ぴーす中川」を含む。)	緑・都筑
横浜市西部地域療育センター(児童発達支援事業所「ぴーす鶴ヶ峰」を含む。)	保土ヶ谷・旭・瀬谷
よこはま港南地域療育センター(児童発達支援事業所「ぴーす港南」を含む。)	港南・栄

各地域療育センターにおける今年度の重点項目は、次のとおりです。

- **戸塚センター**では、保護者の就労により、高頻度の継続療育が利用できない家族への支援を検討します。中重度知的障害群の家族に対しては、「週1通園+保育所」の低頻度療育を試行します。また、外来の肢体不自由児群の家族に対しては、「年3回の集団療育」と「通園保護者教室への乗り入れ」を組み合わせた就学支援保護者プログラムを試行します。【新規】
- **北部センター**では、一次支援の開始、地域支援の拡充、学齢児対応等、職員の体制や組織編成について整理、検討します。【拡充】
- **西部センター**では、ぶらんちスペースを拠点として、広場・心理士相談の枠を増やす等一次支援のサービスをさらに拡充し、相談申込後の利用者の相談に速やかに対応できる仕組みを整えます。【拡充】
- **港南センター**では、一次支援についてセンター全体で部門を超えて取り組みます。また、ラポール上大岡との卒園フォロープログラム・ダンスプログラム・ペアレントプログラム・本人プログラムなど学齢プログラムへの導入を強化します。【拡充】

## 1 相談

- 一次支援のメニューである広場事業について、バリエーションや頻度を増やす等、今後の一次支援体制の拡充を見据えた円滑な事業運営を図ります。【拡充】

## 2 診療・訓練

- 利用者により適切な頻度の訓練やフォローを提供するため、診察や訓練等の枠を柔軟に調整して、タイムリーに必要な対応ができるように努めます。また、チームアプローチを強化しつつ、プログラム等の見直し、保育所等関係機関との連携・役割分担を検討します。【継続】
- 就労している保護者の増加によりセンターへの来所が困難な保護者向けに、児童への理解度や子育ての情報をタイムリーに提供するため、オンライン配信と集合形式でのハイブリッド開催等で保護者支援プログラムを充実します。【継続】

### 3 集団療育

#### (1) 医療型児童発達支援（戸塚・北部・西部：定員 40 人、港南：定員 30 人）

【令和 5 年度 4 月のクラス体制】

センター名	クラス数	グループ数	利用人数	日々利用児数
戸塚センター	1.5 クラス	2 グループ	13 人	6.6 人
北部センター	2 クラス	4 グループ	25 人	9.6 人
西部センター	2 クラス	2 グループ	16 人	9.6 人
港南センター	1.5 クラス	4 グループ	25 人	6.5 人

- 障害の多様化や就労している保護者の増加等により、児童の状態や家庭状況に合わせた通園頻度を設定し、保護者への集団支援の内容や行事、面談方法等、対応を工夫して、療育を提供します。【拡充】
- 肢体系に特化した感覚系のプログラムを充実させ、作品展の実施等目的のある行事やプログラムとの連動を図り、年間の療育のメリハリを再構築します。また、日常の療育での本人の課題を保護者と共有し、保護者支援を含め、通園との一体感をより体感できるようにします。【継続】

#### (2) 児童発達支援（戸塚・北部・西部：定員 50 人、港南：定員 60 人）

【令和 5 年度 4 月のクラス体制】

センター名	クラス数	グループ数	利用人数	日々利用児数
戸塚センター	10 クラス	20 グループ	120 人	56.1 人
北部センター	8 クラス	16 グループ	96 人	42.8 人
西部センター	9 クラス	15 グループ	92 人	54.8 人
港南センター	9.5 クラス	21 グループ	115 人	54.9 人

- 中重度の知的障害がある児童や適応困難な児童に対し、家庭・地域生活を中心においた療育サービスが実施できるよう、基本的な生活習慣の向上を軸にした療育の展開と、家庭生活の安定を図るために、保護者に必要なスキルと情報が得られる仕組みを作ります。【継続】
- 軽度知的障害のある児童が利用する「ふたば」は、対象となる状態像の幅が大きいため、グループ毎の課題に合わせた療育プログラムの充実を図ります。また、保護者が次年度のサービスを検討するにあたり、児童の実態に合った選択ができるための支援や提供できるサービスの検討を行います。【継続】

(3) 児童発達支援事業所「ぴーす」 (戸塚・北部・西部・港南：定員 48 人)

【令和 5 年度 4 月のクラス体制】

センター名	クラス数	グループ数	利用人数	日々利用児数
戸塚センター	2 クラス	8 グループ	49 人	12.3 人
北部センター	2 クラス	8 グループ	48 人	12 人
西部センター	3 クラス	10 グループ	61 人	15.3 人
港南センター	2 クラス	7 グループ	41 人	9.5 人

- 多職種を交えた専門的な視点をふまえた「発達支援」、保護者が参観・参加しながら児童の特性の理解を促す「保護者への支援」、園訪問や療育参観を通じた「地域への支援」を三つの柱として、将来を見据えた療育プログラムの質の充実を図ります。

【継続】

- 動画配信や日々の懇談プログラム等の実施方法を工夫しながら、対面での支援の充実や保護者間交流等、保護者のニーズに配慮した支援を実施します。【継続】

#### 4 地域サービス

- 他部門と協働し、保育所等関係機関への訪問支援の拡充を図ります。地域における潜在的な支援ニーズに対応できるよう、保育所・幼稚園等への支援力向上を目指し、療育的な支援技術の幅広い普及に尽力します。【拡充】
- 子育て支援拠点・地域ケアプラザ等、地域の子育て支援機関との連携を継続し、発達の遅れや偏りをテーマとする研修又は出張相談を通じて、発達障害・グレーゾーンの児童たちを支える地域づくりに繋がります。【継続】